

東北ダンブ



【発行】全日本建設交運一般労働組合(略称・建交労)東北ダンブ支部
〒963-8025 郡山市桑野2-3-2
建交労福島ダンブ分会内
Tel024-933-4511 fax024-921-1868
Email: fukusimadanpu@mtj.biglobe.ne.jp

2023年5月1日発行 NO.11

トラック・ダンブデモ実施



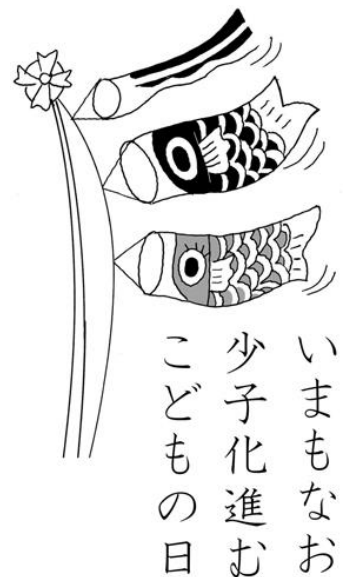
勢ぞろいダンブカー(上の写真)と決意表明を行う加藤さん(下の写真)



4月9日(日)秋田市向浜の物揚場を出発会場として、東北ダンブ支部秋田分会が所属する建交労秋田県本部の第24回トラック・ダンブデモが4年ぶりに行われました。ダンブ6台と秋田運送のトラック8台、組合員25人が参加しました。

主催者を代表して県本部の高橋執行委員長が「たび重なる値上げラッシュのなかで1日8時間働けば、まともに暮らせる社会をつくるためがんばろう」と開会のあいさつを行いました。来賓として、県労連の越後屋議長とこの日が投票日だった加賀屋ちづ子県議会議員(日本共産党)が激励に訪れ、あいさつをしていただきました。

そして、秋田運送支部と東北ダンブ支部秋田分会の代表が決意表明を行いました。その後、秋田駅前まで宣伝カーを含め15台が整然とデモ行進しました。



みなさん、トラック・ダンブデモに参加、ごくろうさまです。昨年まではダンブ仕事は、それなりにありましたが、今年は災害の堤防関係もほとんど終わり、選挙の年とかさなり、ほとんどありません。これからも公共事業の仕事がでるか心配です。

単価は昨年、私の場合 3,000 円あがりました。しかし、物価高で、油、タイヤ、修理代がドンドン値上がりしているので、利益があまり出ない状態です。

労働時間の改善で週二日の休みが多くなり、月の稼働が20日～23日ぐらい、雨で中止になれば、15日くらいしかなくなり、これでは生活できません。

国の積算単価の金額に近づくよう、団結してがんばっていきましょう。

東北ダンブ支部秋田分会・加藤

2023 年 4 月 13 日
秋田さきがけ

トラック・ダンブデモ
運転手の待遇改善を
秋田市中心部
のトラックやダンブ
の運転手の待遇改善や賃上
げを訴える「第24回トラック
・ダンブデモ」が9日、秋田
市中心部で開かれ、トラ
ック8台とダンブ6台が参加
した。全日本建設交運一般労
働組合県本部(高橋正彦執行
委員長)の主催。

「過積載をなし、交通の
安全を」「ダンブ労働者の単
価引き上げを」などと記した
横断幕を掲げた車両が、同市
向浜の物揚場を出発。秋田
駅前や山王大通りなどを約1
時間半かけて回った。

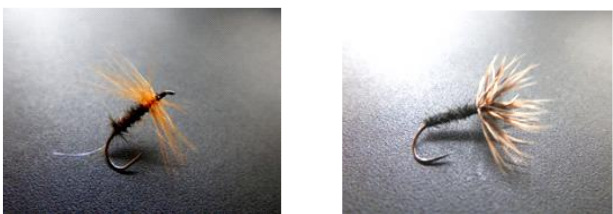
高橋執行委員長(右)によ
ると、今年は例年に比べてセ
ンなどからの運搬業務の発

注が運れてお
り、6、7月ま
で仕事がなく
収入が一時的に
なる恐ろしい
ある運転手もい
るという。

デモ出発前
は物揚場で決
起集会を開き
参加者業務上
の悩みや困りこ
とを訴えた。参
加したダンブ運
転手の一人は
「軽油やタイヤの
値上げが、実態に
合った運搬単価の改善が必
要」と語った。

デモは春闘の一環として毎
年実施。2020年以降は新
型コロナウイルスの感染拡大
のため中止していた。今回は
4年ぶりに開いた。

(取材 田一海)



参考テンカラ毛ばり (逆さ毛ばりは、水中を流れる羽化昆虫に見せかけて流し、動きを付ける)
左・普通の毛ばり(テンカラ発祥から今日までの毛ばり) 右・逆さ毛ばり(近年制作毛ばり、釣果の優れたもの)

晴釣雨読(せいちょううどく)

テンカラ釣りは、竿と糸と毛ばりで挑むシンプルな釣りである。昔は、現代のような、カーボン竿、フロロカーボンラインなどは存在していないので、生活の場にあるものを使い手作りしていた。

▼竿は自然にある竹、糸は馬の尾毛を縫って、毛ばりの毛は、ゼンマイの綿毛や鳥毛を活用して作っていた。▼現在ではハリスの制作技術が著しく発達し強度、透明度が上がり、ハリス切れはほぼ無くなった事で釣掛かってからのばらしが減少し、キープ率向上や、テンカラ竿の材質が向上して、軽量で振込バランスも用途に合わせた制作されている。

▼テンカラ師自らの釣れない体験から作り出した「テンカラ玉ウキ」毛ばりに装着する付属の釣り具など開発販売されている。全ての釣り人にマッチングするのは不明だが、あらゆるものに挑戦すること上達の一步に繋がるのであろう。▼腕前が上達することは誰もが望むところだが、渓魚をキープする大切なルールがあることを忘れてはならない。▼未成魚(捕獲禁止魚)、岩魚15cm、ヤマメ12cm以下の魚が捕獲されてしまい、近年は渓流魚の減少が著しい河川が増加している。また、釣り具メーカーは、釣果率の高い用具や仕掛けを制作している事もその大きな要因となっていて、制限することは出来ない。▼温暖化対策は地球上の生物全般に関わることで、自然を守る心得は釣り人のマナーを守る活動として大切で、行政が管轄する内水面漁業管理機能高め、内水面漁業組合と共同して、河川管理を丁寧に行うことで従来の清流に戻り魚も数多く生息し貴重な生物保護になるでしょう。

高橋 溪峰

キリストでもお釈迦様でも、 ダンプの単価引き上げは 出来ない

…この活動は建交労全国ダンプ
の独壇場であり、使命である…

4月17日、東京四ッ谷の全日本トラック協会(全ト協)の本部を訪ねました。
建交労が、昨年11月に申し入れた2項目に対する回答を渡すので、足を運ん
でほしい旨の要請があったからです。

1項目目の「建設現場における自家用ダンプ排除を止めさせる通達を出す
こと」については、全ト協として排除活動を行なった事実はないとの事なの
で、建交労としてはこれ以上の深追いはしません。今後、自家用ダンプ排除
は出来なくなります。

2項目目の「日建連や全建などの業界団体に適正運賃の支払いを求めるこ
と」については、4月に全ト協ダンプカー部会長らが各団体を訪れ、適正単価
の支払いを求めました。建交労としても歓迎すべき活動だと思います。

適正単価とは何か？ここがダンプの単価問題では一番のポイントです。10t
ダンプ 1 日4万円でも関係者が適正と言えば適正になります。建交労東北ダ
ンプは 1 日5万3千円を請求していますが、これも当面の適正単価です。

国土交通省などの発注者に「ダンプの適正単価とはいくらか？」と質問して
も、「適正単価がいくらであるとは答えられない」との返事が返って来ます。例
えば、1日4万円は安すぎないか」と聞けば「民々の問題(民間同士のやり取り
)に口を挟むことは出来ない」となります。

10tダンプの適正単価は1日7万5千円と言っても、誰も反論できません。税
金で成り立っている公共事業の標準積算単価ですから。7万5千円を手にする
ためには、全国のダンプが、例え建交労に入っていないくても、一つになって
運動を進める事が必要です。

キリストやお釈迦様にお願いして実現するなら、組合員は率先してキリスト
教や仏教に頼るべきです。しかし、ダンプの単価引き上げは現世の課題であ
り、相手は強力な建設業界です。建交労に団結して活動した方が現実的で
す。

全ト協に加盟するダンプ事業者は、いずれも法人ですから、二つ以上の会
社が集まって「ダンプの単価を〇〇円で統一しよう」とやれば、独占禁止法に
触れてしまいます。建設業界や個別の建設会社をお願いするのは構いません
が、お願いベースで単価が上がった試しはありません。

5月中旬に、全ト協ダンプ部会との懇談時間を取ってくれないかと、全ト協か
らお誘いが来ています。「建交労と手を組んで活動しない限り、ダンプの単価
を上げる事は出来ない」との発想からです。今後、どんな展開になって行くの
かを言い切ることは出来ませんが、一致した要求で共同する団体も必要で
す。多少のリスクや負担があっても、新しい景色を見るための試行錯誤が必要
です。よっしゃー。



全ト協発第 28 号 (輸)
令和 5 年 4 月 1 7 日

全日本建設交通一般労働組合
全国ダンプ部会 顧問
副中央執行委員長
森 谷 稔 様

公益社団法人全日本トラック協会
ダンプトラック部会
部会長 岡田 安正

申し入れ書に対するご回答

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より当部会の運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴協会の会員会社が、自家用ダンプ＝違法な存在との認識の下で、自家用ダンプ排除の先頭に立って
います。これらの動きは、しっかりした宣伝物を作成するなどなく、口頭で現場関係者に伝えられる
ため、自家用ダンプ排除策の証拠を示せと言われても、やられた方には証拠を示す手立てがありませ
ん。

全国の建設現場などで働くダンプの実態は、使用者数で 81.9%が、車両数で 60.9%が自家用ダンプとな
っており、重層下請構造の末端で働いております。社会保険、労災保険などをはじめとして、全ての経
費を自己負担で賄っている、零細なダンプ持ち労働者が大半です。

1950 年代から 1970 年代にかけて、ダンプカーが引き起こす交通事故の犠牲者は最大で年間 800 人を超
え、大きな社会問題となっていました。ダンプ規制法成立直前の国会では、「警察の取り締まりでは解
決出来ない。運賃が適正化されないと根本解決にはならない」(昭和 42 年・藤枝国家公安委員長)ことが
解明され、「一匹オオカミをも加盟せしめる措置をとっていく」となりました。

一匹オオカミも加盟する団体が「ダンプ規制法第 12 条団体」であり、当組合も当該団体として、運
賃適正化のために活動しております。平成 20 年に福島県トラック協会から当組合に寄せられた「回答
書」では、「公正取引委員会の独占禁止法に抵触するおそれがあるため、事業者団体活動として出来る
内容ではありません」となっています。適正運賃支払いを求めて、建設業界などに共同で要請しようと
の呼びかけに対する回答です。

ダンプ規制法の存在を軽視し、自家用ダンプを貨物自動車運送事業法の角度からだけ組上に載せるの
はやめて下さい。以下の事について申し入れますので、誠意ご検討のうえ、ご回答下さい。

(記)

- 各県のトラック協会に対して、建設工事現場等からの自家用ダンプの排除をやめるよう通達を出し
て下さい。
- ダンプ規制法の趣旨を遵守する立場から、日建連や全建など、ダンプカーを使用する業界団体に対
して、適正運賃の支払いを求めて下さい。因みに、公共工事に於ける今年度の 10 t ダンプの直接工事
費は 60,000 円(税別)、工事原価は 75,000 円(税別)です。

以上

囲み部分が建交労の申し入れ



違憲で危険なミサイル保有

＊南西諸島に並べてどうする＊